

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 グリーンバランスファンド <愛称：グリーングリーン>

【繰上償還の理由】

弊社設定の「グリーンバランスファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）は、4つの投資信託証券を通じて、主として環境に関連する債券および株式に投資を行なっております。このうち、全体の7割を基本組入比率として投資するケイマン籍外国投資信託「エコロジー・ボンド・ファンド クラスA」（以下、「投資対象ファンド」といいます。）におきまして、純資産総額の減少を理由として、投資対象ファンドで負担する固定費のコスト率が上昇しております。弊社では、昨今の純資産総額の低迷等を勘案し、こうした状況下においては、当ファンドの信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難であると考え、繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎繰上償還に関する書面決議の対象受益者の確定日	: 平成29年2月9日（木）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 平成29年3月10日（金）
◎書面決議日	: 平成29年3月16日（木）
◎当局への届出日	: 平成29年3月17日（金）
◎信託終了日（予定）	: 平成29年4月20日（木）
◎償還金支払開始日（予定）	: 平成29年4月21日（金）

【書面決議の判定】

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成29年2月9日現在の受益権口数の合計が、平成29年2月9日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、平成29年4月20日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

平成29年2月8日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社